

熊本県がん対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 熊本県におけるがん対策の情報を共有するとともに、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、熊本県がん対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熊本県がん対策推進計画に基づき実施するがん対策の進行管理に関すること。
- (2) 熊本県がん対策推進計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他熊本県がん対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、及び委員で組織する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、別表に挙げる団体の職員等で、その団体から推薦された者をもって充てる。
- 5 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議の開催)

第4条 推進会議は会長が招集し、会長が推進会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年8月4日から施行する。
- 2 平成28年3月10日施行の「熊本県がん対策推進懇話会設置要綱」は廃止する。
- 3 第3条第5項の規定に関わらず、平成29年度に委員に任命された者に限り任期を平成32年3月31日までとする。

別表

熊本県がん対策推進会議 構成委員

区 分	所 属	備 考
都道府県がん診療連携拠点病院	熊本大学医学部附属病院	
医療関係団体	熊本県がん診療連携協議会	
	熊本県医師会	
	熊本県看護協会	
	熊本県薬剤師会	
	熊本県歯科医師会	
	熊本ホスピス緩和ケア協会	
予防及び検診関係団体	熊本県市町村保健師協議会	
	日本対がん協会熊本支部	
	熊本県集団検診機関連絡会	
	熊本県保険者協議会	
	熊本市健康福祉子ども局 健康づくり推進課	
	県保健所長会	
がん経験者	熊本乳がん患者支援の会	
	がんサロンネットワーク熊本	

(順不同)